

文京区議会手話通訳実施要領

(平成二十三年六月十三日 二三文議第三三二号)

改正 令和五年十二月十九日 二〇二三文議第一〇四八号

改正 令和七年五月十五日 二〇二五文議第二二〇号

(趣旨)

第1条 この要領は、文京区議会手話通訳及び要約筆記実施要綱(22 文議第 1344 号。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、手話通訳者の配置及び謝礼に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手話通訳者の配置)

第2条 手話通訳者の配置については、要綱第5条第1項に規定する傍聴者が希望する時間帯に応じ、原則として、2人又は3人を1組とする。

2 手話通訳者は、傍聴席に入場する際に所定の手話通訳章を着けなければならない。

(手話通訳者の謝礼)

第3条 謝礼については、次のとおりとする。

- (1) 手話通訳者の謝礼額は、別表のとおりとする。
- (2) 手話通訳実施日の前日から実施までの間に、傍聴の希望が取り消された場合は、通訳時間1時間以内分を支払うものとする。
- (3) 委員会の手話通訳については、午前枠(10時から正午まで)、午後枠(13時から17時まで)で申し込みを受け付けることとし、手話通訳実施日の前日から実施までの間に、傍聴の希望が取り消された場合は、枠ごとに通訳時間1時間以内分を支払うものとする。
- (4) (2)及び(3)の取り消しの期日については、手話通訳を派遣する団体に連絡が行き届いた時点とする。
- (5) 実施時間到来後、15分を経過しても申込者が現れず、連絡もない場合は、取り消しがあったものとみなして対応する。
- (6) 手話通訳者に対する謝礼の支払は、通訳実施後に、通訳者の申し出た口座に速やかに振り込むものとする。

付 則

この要領は、平成二十三年六月十三日から施行する。

付 則

この要領は、令和六年一月一日から施行する。

付 則

この要領は、令和七年五月十五日から施行する。

別表(第3条関係)

通訳時間		謝礼額(一人当たり)
(1)	1 時間以内	5, 0 0 0 円
(2)	1 時間を超えるとき	30 分ごとに 1, 5 0 0 円